

住民監査請求書

2006年9月8日

名古屋市監査委員 御中

請求人 別紙請求人目録記載の通り

代表連絡先 請求人内田由紀子 代理人

名古屋市中区丸の内3丁目6番4号弁護士法人リブレ

電話番号 052-953-7885 FAX052-953-7884

弁護士 新 海 聡

外8名

第1 請求の要旨

1 政務調査費の支給についての条例の規定

(1) 名古屋市においては、政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」と言う。）3条1項により、名古屋市会の各会派に対し、月額550,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に交付する、と規定している。

(2) 本件条例4条は政務調査費を「議長が定める用途基準に従って使用する」規定しつつ「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」として議長の裁量を限定している。

これを受け、名古屋市会政務調査費の用途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程2条では、用途を別表に記載したものに限定している。別表の内容は以下の通りである（()内は例示）。

①調査費

本市の事務及び地方行財政に関する調査研究活動並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）

②研修費

調査研究活動のために行う研修会・講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会・講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費

(会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)

③会議費

調査研究活動のために行う各種会議に要する経費

(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)

④資料作成費

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

(印刷・製本代、原稿料等)

⑤資料購入費

調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費

(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

⑥広報費

調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、送料、交通費等)

⑦事務費

調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)

⑧人件費

調査研究活動を補助する職員(臨時職員を含む。)を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

(3) 政務調査費の収支報告ならびに返還請求

会派の代表者は毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出する(本件条例5条1項、2項)。一方、政務調査費の支出権限者である市長は「政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができ

る。」と規定されている（7条）。

これについては、返還を命じる場合として、「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合」と規定されていることに鑑みれば、支給した政務調査費に年度末の段階で残余がある場合のみならず、市政に関する調査研究に資する必要な経費以外に支出された場合についても返還を命じることになる。

（4）返還を命ずることが「できる」の意味について

ところで条例7条は、市長が政務調査費条例の返還を各会派に命じることが「できる」と規定し、返還請求は市長裁量であるかのごとき表現をしている。

しかし、この規定は返還請求について市長をき束するものであって、請求についての裁量を市長に認めたものではない。

そもそも、政務調査費の支給は地方自治法100条13項に基づくところ、同条項は用途を「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部と」するため、と定めているから、「議員の調査研究に必要な経費」以外に使われた場合には、当該政務調査費の支出は地方自治法100条13項に反する結果となる。

一方、地方自治法は、138条の2で普通公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課し、また、同法2条14項は事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を上げるべきことを求めている。さらに地方財政法4条1項は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めている。したがって、支給した政務調査費に年度末の段階で残余があった場合や、市政に関する調査研究に資する必要な経費以外に支出された場合（法にいう「議員の調査研究に必要な経費」以外に使われた場合）については、かかる支出に対応する部分の利得を当該会派に維持させることに法的合理性はないから、執行機関である市長はそれらの政務調査費の返還を命じなければならないはずである。

ところが、条例に返還を命じることが「できる」と記載されていることを理由として市長が当該会派に返還を命じないとすれば、かかる市長の行為は地方自治法や地方財政法に反する結果となり、その行為自体、

市に損害を与える行為に該当してしまうことになる。

よって、本件条例を法に適合するよう解釈する以上、会派に不当利得が発生する場合には市長が返還を命じることを条例の上記規定は市長に命じている、と見るほかない。

2、自民党名古屋市議団の政務調査費の使途

(1) 自民党名古屋市議団（「自由民主党名古屋市議員団」、「自由民主党市民クラブ名古屋市議員団」）（以下総称して「自民党名古屋市議団」と述べる）では、月額一人あたり55万円支給される政務調査費について、5万円を市議団の共通経費（団費）とし、残り50万円を議員の政務調査活動に使うもの（以下「個人支給分」と言う。）としてきたとの説明をし、これに適合する内容の収支報告書を提出している、としている。

(2) ところで、自民党名古屋市議団は2004年度の政務調査費中、450万円を病気療養中であった同市議団の坂崎巳代治氏に支給している。しかしながら、坂崎巳代治氏は2004年度中は病気療養のために政務調査活動ができる状態ではなかった。

さらに同人の家族も新聞社の取材に対し、同年度中に坂崎巳代治氏は政務調査活動をしなかったこと、秘書を置いたこともなく、家族に調査活動を任せたこともなかった旨、述べている。

自民党名古屋市議団の前団長の西村健二氏も、実際に政務調査活動をしていない坂崎巳代治氏に政務調査費の個人支給分として同会派が450万円を支給したことを別訴で提出した陳述書で明らかにしている。

(3) したがって自民党名古屋市議団が2005年4月に提出した収支報告書には、実際に政務調査活動に支出していない上記450万円分も含めて、政務調査活動に支出したとの事実と反する記載がなされていたことになる。

3、返還請求権

(1) 以上の事実から、2004年度の政務調査費中、個人支給分についての収支報告が事実と反することは明らかである。よって、少なくとも個人支給分については、条例に要求された適切な収支報告がなされたこと

にはならない。また、事実と反する収支報告の範囲についても、2004年の収支報告書の記載内容から上記450万円を分離して、事実と適合する収支の報告部分と事実と適合しない収支の報告部分とに分離できない以上、個人支給分の収支報告書の記載が全体として事実と反する、と言わざるを得ない。よって、自民党名古屋市議団からは2004年度の政務調査費の個人支給分全体について「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した」ことの説明がなされていないまま、本日に至っていることになる。

- (2) しかしながら、各党派が政務調査費について支給された利得を最終的に保有できることになるのは、条例5条による適切な収支報告がなされ、これに基づいて市長が条例7条による返還請求権を行使しないことが確定した段階である。

したがって、適切な収支報告をしない自民党名古屋市議団は個人支給分の不当な利得を保有したままであることは明らかであるから、市長は条例7条および不当利得返還請求権に基づいて個人支給分総額1億3950万円の返還を求める義務がある。

第2 求める措置

以上の通り、名古屋市が自民党名古屋市議団に交付した2004年度の政務調査費中、同市議団が個人支給分として月額一人あたり50万円の割合で支出したとされる合計金1億3950万円について、事実と適合した適法な収支報告がなされていない。

よって、名古屋市長は条例7条および不当利得返還請求権に基づいてこの返還を求めるべきであるから、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

記

名古屋市長は自民党名古屋市議団に対し、2004年度分として同党派に支給した政務調査費中、金1億3950万円を市に返還させるための必要な措置をとること。

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

| | |
|------|-----------------------------------|
| 証拠1番 | 新聞記事綴り |
| 証拠2番 | 平成16年度政務調査費収支報告書 (平成17年4月28日付) |
| 証拠3番 | 西村氏の陳述書の写し (平成18年7月12日付) |

添付書類

| | |
|----------|-----|
| 事実証明書の写し | 各1通 |
| 委任状 | 1通 |

17年4月28日

名古屋市会議員長
桜井 治 幸 様

会派名 自由民主党名古屋市会議員団

代表者名 西村けんじ (西村)

平成16年度政務調査費に係る収支報告書について

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり平成16年度政務調査費収支報告書を提出します。



年度政務調査費収支報告書

会 派 名 自由民主党名古屋市議員団

1 収 入

(単位：円)

| 項 目 | 収 入 額 |
|-----------|-------------|
| 政 務 調 査 費 | 153,450,000 |
| 利 息 | 37 |
| 合 計 | 153,450,037 |

2 支 出

(単位：円)

| 項 目 | 支 出 額(円) | 備 考 |
|-----------|-------------|---------------------------|
| 調 査 費 | 21,467,281 | 政務調査の為の旅費等 |
| 研 修 費 | 20,936,674 | 研修に伴う諸経費 |
| 会 議 費 | 10,882,326 | 会議、打合せの為の費用 |
| 資 料 作 成 費 | 7,517,383 | 機関紙「自由市民」の作成費 及び諸資料作成費 |
| 資 料 購 入 費 | 1,604,129 | 図書、新聞等の購入費 |
| 広 報 費 | 12,248,617 | 通信、広報費等 |
| 事 務 費 | 18,984,655 | 事務用品等 |
| 人 件 費 | 53,743,255 | 調査研究を補助するための 雇用に要する経費等 |
| 合 計 | 147,384,320 | |

3 残 余

6,065,717 円